



令和7年8月18日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

船員法等関係法令違反船舶所有者の公表について

沖縄総合事務局では、船員の労働条件、労働環境の適正な整備及び船舶の航海の安全の確保等を図るため、船員法等の関係法令に違反した船舶所有者の公表基準を設定し、災害等の防止や注意喚起、法令の遵守及び航海の安全の確保等に対する警鐘とすることを目的とし、四半期ごとに公表を行っております。

令和7年度第1／四半期において、沖縄総合事務局管内で、船員法等の違反に関する累計ポイントが一定以上に達した船舶所有者について、別紙のとおり沖縄総合事務局のホームページへ掲載し、公表を行います。

記

- 公表期間：令和7年8月18日（月）から6か月間
- 公表内容：別紙のとおり

◎公表対象となる船舶所有者

- 船員法第101条第1項に基づく「是正命令」に従わない船舶の船員法上の船舶所有者
- 船員法等に違反し、累計ポイント（ポイント継続期間は最長2年間）が、120ポイント以上となった船舶あるいは事業場の船員法上の船舶所有者
- その他、公表が必要と認められる船員法上の船舶所有者

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局運輸部運航労務監理官
普天間・平良
TEL:098-866-0031（内線85966）
FAX:098-860-2369

(別紙)

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和7年度第1／四半期(令和7年4月～6月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行 った主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (管轄局)
令和7年 8月18日	第二東新丸	貨物船	株式会社トウエイ (法人番号:9360001008989)	沖縄県 浦添市	令和7年5月12日	船員の雇入契約書の記載事項を適切に記載していない、船員の雇入契約書の写しを船内に備え置いていない等の違反事実を確認したため。	戒告 (船員法第36条第2項、第36条第3項等)	沖縄総合事務局

※公表理由:船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。

なお、各違反に対する個別のポイントは公表していません。